

山形県告示第866号

山形県水資源保全条例（平成25年3月県条例第14号）第9条第1項の規定により、水資源保全地域を次のとおり指定する。

なお、関係図書は、環境エネルギー部環境企画課及び各総合支庁保健福祉環境部環境課並びに関係市役所及び関係町役場において縦覧に供する。

平成25年9月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 (1) 名 称 長井市野川地区水資源保全地域  
(2) 区 域 長井市7林班から23林班まで
  - 2 (1) 名 称 遊佐町牛渡・滝淵・洗沢地区水資源保全地域  
(2) 区 域 飽海郡遊佐町8林班ろ小班、24林班、25林班い小班及びは小班、26林班は小班、27林班から43林班まで並びに44林班い小班
  - 3 (1) 名 称 遊佐町下当山・長坂地区水資源保全地域  
(2) 区 域 飽海郡遊佐町47林班から49林班まで及び59林班から65林班まで
  - 4 (1) 名 称 遊佐町白井地区水資源保全地域  
(2) 区 域 飽海郡遊佐町68林班から70林班まで
-